



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 5 7 8 号 令和 5 年 4 月 1 4 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 5 4	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
1 5 5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	長寿いきがい課
1 5 6	同	同
1 5 7	同	同
1 5 8	同	同
1 5 9	同	同
1 6 0	同	同
1 6 1	指定障害福祉サービス事業者を指定した件	障がい福祉課
1 6 2	令和 5 年度狩猟免許試験を実施する件	鳥獣対策・ふるさと創造課
1 6 3	県営土地改良事業の計画を変更した件	農山漁村振興課
1 6 4	県営土地改良事業の廃止処理計画を定めた件	同
1 6 5	地籍調査の成果を認証した件	同
1 6 6	公有水面の埋立てを免許した件	生産基盤課
1 6 7	都市計画の図書の写しの送付を受けた件	都市計画課

【告示】

番 号

1 6 8

表

特定調達契約について一般競争入札に付する件

題

担当課名

教育委員会

徳島県告示第百五十四号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
デジタル複写機（万代庁舎）ほか 一式
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和五年七月三十一日から令和八年七月三十一日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（三において「入札参加資格」という。）は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- 2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和五年四月二十五日（火曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話　〇八八―六二一―二〇六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話　〇八八―六二一―二〇六七

ファクシミリ　〇八八―六二一―二八二八

電子メール　kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.jp

2 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和五年四月二十五日（火曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号　七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年四月二十八日（金曜日）午後一時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和五年四月二十七日（木曜日）午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札は「コピーセンター複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価」、「コピーセンタ―複写機のカラー複写片面一枚当たりの単価」及び「複写室複写機の白黒複写片面一枚当たりの単価」の三種類の単価で行う。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札参加資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「デジタル複写機（万代庁舎）ほか一式の賃貸借入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、3の三種類の単価が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該三種類の単価にそれぞれの一箇月当たりの予定複写枚数を乗じて得た価格の総計が最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に係るのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

2 Digital copying machine

3 Term of Lease

From July 31, 2023 to July 31, 2026

4 Time Limit of Tender

1:30 p.m. on April 28, 2023

5 Section in charge of contract

Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

6 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,
Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第百五十五号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 四百五十箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年九月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社幸耀
香川県高松市田村町九四八番地
- 五 契約金額
千二百九十三万九千三百円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百五十六号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 二百六十箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年九月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
四国アルフレッサ株式会社
香川県高松市国分寺町福家甲一二五五番地一〇
- 五 契約金額
六百万六千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百五十七号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 契約に係る物品等の名称及び数量

抗原定性検査に必要な検査キット 五千六百箱

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当

徳島市万代町一丁目一番地

三 契約の相手方を決定した日

令和四年九月二十日

四 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エイ・テックス

徳島市東沖洲二丁目四一番地三

五 契約金額

二千百五十六万円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百五十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 五千六百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年九月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社アステイス
愛媛県松山市高野町甲一番地一
- 五 契約金額
三千八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百五十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 五千六百箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年九月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社よんやく
愛媛県松山市南高井町一八二八番地
- 五 契約金額
三千八十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百六十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 二百八十箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和五年三月八日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社よんやく
愛媛県松山市南高井町一八二八番地
- 五 契約金額
五百八十五万二千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第二項第五号

徳島県告示第百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
株式会社結の郷	徳島市国府町西高輪一二九 ―二	就労継続支援B型ゆる つな事業所	徳島市北沖洲四丁目三―四 七	就労継続支援 B型	令和四年七月一日
株式会社オアシス	同 佐古一番町八番二〇 号	オアシスロード	同 佐古一番町八番二〇 号	同 就労移行支援	同 九月一日
株式会社チームリバー	同 国府町中七六〇番地 三	チームリバー	同 国府町中七六〇番地 三	B型 就労継続支援	同
高橋建設株式会社	同 北島田町三丁目二三 〇番地	グループホームみらく	同 八万町新貝一六四― 八	共同生活援助	同
合同会社SPILA L	阿波市市場町切幡字神ノ木 六六―一	ウインドミル	阿波市市場町切幡字神ノ木 六六―一	B型 就労継続支援	同 十一月一日

徳島県告示第百六十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により、令和五年度狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

- 第一回 令和五年七月二十三日（日曜日）午前十時から
- 第二回 令和五年八月二十七日（日曜日）午前十時から
- 第三回 令和五年十月二十二日（日曜日）午前十時から
- 第四回 令和六年一月二十一日（日曜日）午前十時から

二 試験の場所

会 場 名		場 所
徳島会場	第一回	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県徳島合同庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
阿南会場	第一回	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同
美馬会場	第一回	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局美馬庁舎
	第二回	同
	第三回	同
	第四回	同

三 狩猟免許申請書の提出期間

- 第一回 令和五年六月十二日（月曜日）から同年七月七日（金曜日）まで
- 第二回 令和五年七月十日（月曜日）から同年八月四日（金曜日）まで
- 第三回 令和五年九月四日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで
- 第四回 令和五年十二月四日（月曜日）から令和六年一月五日（金曜日）まで

四 狩猟免許申請書の提出先

対 象 者	提 出 先
徳島県東部農林水産局の所管区域内に住所を有する者	徳島市新蔵町一丁目六七 徳島県東部農林水産局
徳島県南部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	阿南市領家町野神三一九 徳島県南部総合県民局保健福祉環境部
徳島県西部総合県民局の所管区域内に住所を有する者	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三 徳島県西部総合県民局保健福祉環境部

徳島県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、変更後の土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

三好地区

二 事業名

中山間地域総合整備事業（農道整備）

三 縦覧期間

令和五年四月二十一日から

令和五年五月二十四日まで

四 縦覧場所

東みよし町役場

徳島県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業の廃止処理計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、土地改良事業廃止処理計画書の写しを縦覧に供する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 地区名

三好地区

二 事業名

中山間地域総合整備事業（農地防災）

三 縦覧期間

令和五年四月二十一日から

令和五年五月二十四日まで

四 縦覧場所

東みよし町役場

徳島県告示第百六十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、美馬市長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 調査を行った者の名称

美馬市

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

美馬市脇町字西俣名の一部（西俣名地区）の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

美馬市脇町の一部（西俣名地区）

5 認証年月日

令和五年三月三十一日

二 1 調査を行った者の名称

美馬市

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

美馬市脇町字野田及び字池ノ奥、字新山の各一部（池ノ奥地区）の地籍図及び地籍簿

簿

4 調査を行った地域

美馬市脇町の一部（池ノ奥地区）

5 認証年月日

令和五年三月三十一日

三 1 調査を行った者の名称

美馬市

2 調査を行った時期

令和元年度及び令和二年度

3 成果の名称

美馬市穴吹町口山字調子野及び口山字梶山の各一部（口山二十二地区）の地籍図及び地籍簿

簿

4 調査を行った地域

美馬市穴吹町口山の一部（口山二十二地区）

5 認証年月日

令和五年三月三十一日

四 1 調査を行った者の名称

美馬市

2	調査を行った時期 令和元年度及び令和二年度
3	成果の名称 美馬市穴吹町口山字猿飼の一部（口山二十三地区）の地籍図及び地籍簿
4	調査を行った地域 美馬市穴吹町口山の一部（口山二十三地区）
5	認証年月日 令和五年三月三十一日
五 1	調査を行った者の名称 美馬市
2	調査を行った時期 令和元年度及び令和二年度
3	成果の名称 木屋平字（葛尾）の地籍図及び地籍簿（木屋平二十六地区）
4	調査を行った地域 美馬市木屋平の一部（木屋平二十六地区）
5	認証年月日 令和五年三月三十一日

徳島県告示第百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 免許を受けた者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（DLプラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二二四度四四分五二秒九七四・五九メートルの地点

2の地点 1の地点から一四度〇九分一二秒一三六・八七メートルの地点

3の地点 2の地点から二八四度一二分〇二秒五・八七メートルの地点

4の地点 3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三二メートルの地点

5の地点 4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点

6の地点 5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点

(三) 面積

八〇六・五五平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

徳島県阿南市椿町谷ノ浦に位置する椿泊漁港（谷ノ浦地区）の既設マイナス三メートル岸壁前面の公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結ぶ平成三十一年の春分の満潮位（DLプラス二・〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 四等三角点小吹川原（北緯三三度五〇分四三・八八七三秒、東経一三四度四一分五九・八七七七秒）から二二三度二八分五四秒八七一・〇〇メートルの地点

2の地点	1の地点から三五九度一六分〇七秒五九・四三メートルの地点
3の地点	2の地点から二八四度〇七分三七秒六〇・〇三メートルの地点
4の地点	3の地点から一九四度〇九分四三秒一三七・三二メートルの地点
5の地点	4の地点から一〇〇度五二分五三秒五・〇五メートルの地点
6の地点	5の地点から一二度〇六分三九秒〇・一〇メートルの地点
7の地点	6の地点から一〇〇度一四分五三秒一八・五八メートルの地点
8の地点	7の地点から二五度三七分三六秒三・五八メートルの地点

(三) 面積

七、七〇八・一六平方メートル

三 埋立地の用途 漁港用地(約八〇三・五四平方メートル)

水路用地(約三・〇一平方メートル)

四 免許の年月日 令和五年三月三十日

徳島県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画用途地域

二 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課

徳島県告示第百六十八号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和五年四月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の名称及び数量
学習情報蓄積サービスライセンス 一万五千九百七十九ライセンス
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 納入期限
令和五年五月三十一日（水曜日）
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から6までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 入札説明書の交付を受けた者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

- 1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）の提出期限までに2の（二）の提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことが

ある。

2 申請書の提出期限及び提出場所

(一) 提出期限

令和五年五月十五日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話番号 ○八八―六二一―二〇六七）

四 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話番号 ○八八―六二一―三二三五

ファクシミリ番号 ○八八―六二一―二八八二

電子メールアドレス gakokuyouiku@pref.tokushima.jp

2 入札説明書の交付期間

令和五年四月十四日（金曜日）から同年五月十二日（金曜日）まで（徳島県の休日 を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる休日を除く。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）

3 入札説明書の交付方法

無料で配付する。なお、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を明記した電子メールを2の交付期間内に1の電子メールアドレスへ送付すること。

五 入札についての問合せ方法等

入札説明書による。

六 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)の提出期限までに2の(二)の提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び提出方法

(一) 提出期限

令和五年五月十五日（月曜日）午後五時

(二) 提出場所

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

(三) 提出方法

持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「学習情報蓄積サービスセンス一式応札仕様書等在中」と朱書きし、書留郵便にて、(一)の提出期限までに必着のこと。）

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年五月二十三日（火曜日）午前十一時

(二) 場所

板野郡板野町犬伏字東谷一番地七

徳島県立総合教育センター四階 プレゼンテーション室

(三) 入札書の提出方法

持参又は郵送（郵送による場合には、封筒の表面に「学習情報蓄積サービスセンス一式入札書在中」と朱書きし、書留郵便にて、2の(一)の提出期間内に必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

(一) 提出期間

令和五年五月十六日（火曜日）から同月二十二日（月曜日）午後五時まで

(二) 宛先

郵便番号 七七〇―八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

3 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(一) 二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は入札書を郵送提出する場合であって封筒の表面に「学習情報蓄積サービスライセンス一式入札書在中」と朱書きがなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

- (五) 同一事項に対してした二通以上の入札
- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- (八) 入札書を郵送提出する場合の条件に違反した入札
- (九) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、六によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。また、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局学校教育課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

詳細は、入札説明書による。

九 Summary

1 Nature and Quantity

15,979 licenses for learning information storage service.

2 Period for the Submission of Bids

Hand delivered submissions: May 23th, 2023 by 11:00.

Submissions by mail: Must be delivered between May 16th, 2023 and May 22th, 2023 by 17:00.

3 For further information, please send all enquiries to the following address:

School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education
1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan
E-mail address: gakkoukyouiku@pref.tokushima.jp